

内閣参質二〇七第一九号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「直接的な効果（便益）」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「直接的な効果（便益）」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「③の項目」は、御指摘の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書」（以下「本件評価書」という。）における「2 直接的な費用の把握」の「③「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）」の項目を指している。

二について

お尋ねの「可能な限り定量化するために行った調査」、「実施には至らなかったが定量化する上で実施を検討した調査」及び「定量化する上で参考とした調査資料や文献等」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、本件評価書における「遵守費用」及び「規制の導入によって削減される費用」の算出に当たっては、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の「コンビニエンスストア統計調査（令和元年分）」、「厚生労働省の「毎月勤労統計調査 令和元年分結果確報」、総務省及び経済産業省の「平成二十八年経済センサス活動調査」、「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（令和三年版）」（令和三

年六月環境省編集)並びに一般社団法人プラスチック循環利用協会の「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(令和元年分)」等のデータを活用した。